

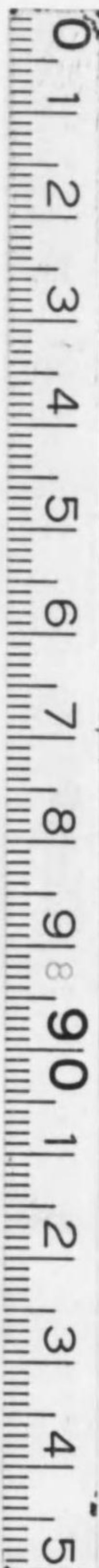
特248

768

木材關稅改正に就て

(代勝寫)

法財人團 帝國 森林會



始



特 248
768

木材關稅改正に就て

輓近外國產木材の輸入は逐年異常なる勢を以て増加し、此等外材は我主要都市の木材市場を支配せるのみならず、更に山間僻遠の木材生産地帯に迄も侵入し爲めに我林業界の蒙りつゝある壓迫は蓋し想像以上にして、殊に近年造林事業の著しく減退せるの事實は全く其の影響の一端を示せるに外ならずと雖も、此一事實既に我林業の基礎を危殆ならしむるのみならず、斯くの如くんば朝野の間に多年唱導せられたる農山村の振興亦何れの日か其の曙光を認め得べき。

惟ふに外國に於ける森林資源並に其の對外輸出の將來に就ては容易に逆睹し難きものありと雖も、現状の儘に推移するものとせば尙ほ相當期間多量の輸入を見るべく豫想せらる、而も此等外材輸入の情勢は累年多額の輸入超過

の因を爲し我財政經濟の基礎を破滅に導く虞なしとせず。

則ち曩に政府は見る所あり第五十一議會に於て關稅定率法の一部を改正せられたるも木材其の他に就ては更に本邦林業の現狀に鑑み關稅常設委員會に於て慎重審議の上適切なる課稅率に改正すべきものとせられたり、仍て此際木材關稅率は左記の通り之を改正するを妥當と認む。

己、針葉樹（廣葉杉を除く）（改正）

己ノ一、長二十糎、幅七糎、厚七糎を超えざる

シダー

無稅（現行通）

己ノ二、その他

（イ）厚六十糎を超えざるもの 每立方米

一〇・〇〇（改正）（從價の20%）

（ロ）厚二百糎を超えざるもの 每立方米

六・八〇（改正）（同上）

（ハ）厚二百糎を超えたるもの 每立方米

三・一五（改正）（從價の10%）

（ニ）丸太割材及其他 每立方米

三・三〇（改正）（同上）

癸、その他

（イ）厚二百糎を超えざるもの 從價

一割五分（改正）

（ロ）其他（丸太及割材を含む） 從價

一割（改正）

理由

外國產木材殊に「バイン、ファー、シダー」類の本邦輸入量は大正八年頃迄は一進一退の裡にあり其の額二三十萬石を超えたることなかりしも、大正九年に至り木材關稅の一部撤廢せらるゝや急激なる増加を來し一躍輸入材積八十七萬石、價額壹千六百萬圓となり従前に比し約三倍の多きに達せり、爾來年と共に累進的增加を來し大正十二年には材積八百餘萬石、價額八千餘萬圓に上り、更に大正十三年には關東地方未曾有の大震災の影響を享けて輸入材積壹千百餘萬石、價額實に壹億二千萬圓の巨額に達し本邦主要輸入品中の第三位を占むるに至れり、而して大正十四年に於ける輸入材積は七百五

十六萬餘石、價額約七千萬圓にして前年に比して若干の減少を示したるも大正十五年に於ては十月末迄に既に九百七十餘萬石、價額約八千二百二十餘萬圓の輸入を見、年内には少くとも壹千萬石、其の價額亦壹億圓を突破すべく豫想せらる、即ち最近數年間に於ては毎年七八百萬石以上の輸入を見る狀勢にあり(第一表参照)。

惟ふに外國に於ける森林資源並に其の對外輸出の將來に就ては容易に之を逆睹し難しと雖も、現時の狀勢を以て推移するものごせば本邦に於ける外材輸入は年々壹億圓前後の入超の因を爲し財政經濟の基礎を危殆に導くの要因たり、況んや今や五十億餘圓の内外債を有する本邦に於てをや。

而して此等外材は木材關稅の一部の撤廢せられし後、數年ならずして本邦主要都市の木材市場を征服し、今や進んで山間僻遠の木材生産地帯に迄も侵入し、爲めに邦産材は著しく市價を壓迫攪亂せられつゝあるのみならず需要全く激減し其の蒙る打撃全國的に深刻なるものあり、就中内地材の大宗たる杉材の如きは其の影響最も大にして檜及び柾之に次ぎ、松亦米松の爲めに殆んど壓迫せられ、殊に南洋材の輸入の如きは漸く利用其の緒に就かむとせる本邦産瀾葉樹利用の前途に大暗影を投せるものと謂はざる可らず、更に内地材生産數量(府縣出材總量)及び木材價格に就て見るに大正十四年内地材生産數量は大正十年の夫れに比して二割八分の激減となる、木材價格に於ては大正九年の夫れに比し

て二分の一乃至三分の一に暴落し、一般物價平均指數に比し木材價格指數の低落最も大にして其の差、約二割を示せり(第二表、第三表、第四表参照)。

叙上の如く毎年巨量の外材輸入は我木材市場を常に攪亂せるのみならず多年政府當局の指導獎勵に依り漸く進展の途に上らむとせる我林業界に一大脅威を與へつゝあり、加ふるに林業の隆替は木材業者、製材業者並に林業労働者に直接重大なる影響を有するものにして、今後尙ほ多量の外材輸入を見んか森林は愈其の價値を失ひ、従つて木材業者、其他一般林業労働者は失職失業の窮地に陥り生活上の一大脅威を受くるのみならず、延いては實質剛健の美風を喪ふ等思想上に及ぼす影響亦少しとせず。即ち相當保護を加ふれば發展し得べき我重要産業の一たる林業をして萎靡沈滞の極に沈淪せしめ延いて造林事業の前途に一大疑慮の念を抱懷せしむる如きは方に我林業の基礎を破壊に導くものにして、斯くの如くんば一朝有事に際し悔ゆるとも及ばず、加ふるに森林の荒廢は水源の涸渴となり、水災の瀬發となり、國土の保安得て望む可らず、則ち國家百年の大計を誤らしむるものと謂はざる可らず、是れ林業保護關稅政策の必要なる所以なり。

彼の等しく原始産業たる農業生産物に對しては殆んど總て保護關稅を課せるに拘らず、收益を永年に期せざる可らざる林業生産品の大部分、即ち丸太材及び割材に對して關稅を課せざるは偏重偏輕の

讓を免れず、生産の餘裕充分にして之が經營を合理的に保護助長すれば自給自足の域に達し得べき産業にして外貨の一時的壓迫に苦しめらるゝ場合には輸入外貨に關稅を課して内地産業の發達を圖るは實に國家經濟上忽諸に附す可らざる重大問題たり、我林業の如きは實に此の關係ある産業にして、之を歐洲先進諸國に就て見るも相當發達せる林業を經營しつゝある國に於ても輸入外材に對しては其の資材たる加工材たるを問はず一般に相當の重稅を課しつゝあり。

曩に政府は第五十一議會に於て木材關稅の一部を改訂せし際其の稅率の基礎的資料は主として大正十一年に之を求めたるものにして而も其後に於ける外材輸入の狀勢並に木材市價には著しき變動あり本年如きも既に上記の如き大量の輸入を見ると同時に木材價額は益々暴落の悲境に在り、之れ正しく這次改正されたる木材關稅が低率に失せるが爲め關稅政策の妙諦を現示せざるものと認むべきなり。須く此際政府は關稅定率を上記の如く改正し、先づ樹種名を廢して之を總括的名稱なる針葉樹となし、又木材規格に合致せしむる爲め六十五耗とあるを六十耗となし、又百五十耗とあるを其の範圍を擴張して二百耗と改訂し、更に稅率は之を前記の如く高むると同時に廣く丸太材及び割材にも課稅し以て本邦貿易の逆調を制し巨量の木材輸入を調節すると共に林業の振興獎勵を圖るは實に本邦の如く領土の大部山地より成り林業を經營するの外なき國情に於ては特に急務中の急務と謂はざる可らず。

「附」 木材關稅改正に就て

林學士 大久保正夫

巷間木材關稅増率反對論者は外材取引を主業とする木材商にして其反對の論旨を聞くに僻見にあらずんば立論の根據を誤れる我田引水の論にして吾人を首肯せしむるものなし。

一、關稅引上反對論者たる日本外材輸入協會聯合會は現時の木材價格指數は一般物價平均指數に比し今尙高位にありとして關稅引上反對の主なる論據を之れに求めたるも、其木材指數なるものは自己の論旨を主張せんが爲め特に都合よく計出せるものにして日本銀行調査の物價指數の如き、或は東京商業會議所調査の物價指數の如き、或は商工省調査の物價指數の如き、斯界の權威ある指數は何れも軌を一にして木材價格指數は一般物價平均指數に比して著しく低位なるに對し却て其の反對の數字を上げたるに見て明なり、尙其の内容を吟味するに一般物價は明治三十三年を基數とせる改算數字を用ひ木材に就ては其基數を大正三年の市價を用ひて算出せる指數なるを以て相關せざる此兩者を比較するは單に數字の比較に過ぎずして數學上何等の意味なきは一見して明なり。

斯く反對論者が執て以て立論の基礎となせる木材價格の沿革表にして誤謬なる以上更に誤を正すは蛇足を加ふるに似たりと雖も、左に其の主張點に就て之を批判せんとす(第四表、第五表、第六表、物

二、木材關稅引上反對論者は木材關稅引上の結果は木材價格の騰貴となり延て山林濫伐の弊を招來すと力説せり、木材價格にして彼の歐洲戰後好況時の如く無法とも云ふ可き暴騰をなさんか、或は一時的には外材協會聯合會の主張するが如き憂をなすことなきを保し難しと雖も、現時の如き悲慘なる木材市場價をして再び戰後好況時代の如き騰貴と情勢を招致すべしとは思考し能はず、即ち木材價格が今日の如く甚しく低落する時は林業者は立木の伐り控えを爲す者あるも彼等は其の森林收入を以て生活生計費の全部又は一部を補ふものなるが故に遂には之を伐採するの已むを得ざるに至るべし、從て一定の金額を調達せんが爲めには木材價格高ければ伐採量少くして可なるも、木材價格低ければ多量の木材を伐採せざる可らざるなり、即ち木材價格の低落は遂には濫伐を激成するの虞なしとせずとは「エンドレス」氏も説く所なり、而かも外材輸入の情勢が或る程度迄防遏され、材價騰貴し、林業の收益増大するに於ては其の森林を濫伐して顧みざるが如きこと決してある可らず、必ずや其伐採跡地の造林を怠る如きことなかるべし、材價の高騰が濫伐を結果すると云ふが如き想像に基き強て林業者、木材業者、一般林業労働者の收入の途を塞ぎ生活の脅威を誘起せしむるが如きは故なく林業を虐待するものと謂はざるを得ず、斯の如きは他の一般産業に對する態度に比して不公平の非難を免る

ゝ能はず、況んや森林が國土を保安し、水源を涵養する等間接的の効果絶大なるものに對してをや、林業の振興を圖るべきは刻下の急務なり、然るに之れに對し在昔論議に暮し適切なる保護策を講せざるは本邦林業の衰滅を期待するに外ならず。

三、反對論者又曰く木材價格の騰貴は必ずしも造林の奨励とならず故に造林奨励は關稅政策以外の政策に依るべきものなりとして木材關稅引上に反對すと説くも、林業も他の一般産業と同じく保護關稅政策のみに倚賴するにあらず、他の助長政策と併用して初めて効果あるものにして若し反對論者の論法を以てすれば總ての産業に對して保護關稅政策は何れも無用の長物となるべし、造林を旺盛ならしむる要素としては造林者の造林に對する慾望と助長奨励を擧げざる可らず、即ち前者は主にして後者は從なり、林業者をして造林の慾望を起さしめずして外部より刺激奨励を與ふるも蓋し是れ本末顛倒の譏を免れざる可し、造林の慾望は林業採算にして有利なるの觀念を持たしむるを要す、即ち林業現時の悲境を回復せしむる程度に關稅政策によりて相當なる材價を維持せしむるを第一策とす。

四、又木材價格の騰貴に依りて利するは一部少數の山林所有者にして社會政策に反するを以て木材關稅引上に反すと唱道せるも、此論を以てせば大規模の商工業は總て保護すべからざることゝなる、尙我國の森林所有者は歐米の夫れに比して非常に細分せられ小面積の森林所有者頗る多きことを特徴

とす、從て他の商工業に比し多數者に對し關係する處多し、加之に反對論者は小數の林業労働者を利して大部分の製材職工を失業せしむと主張せり、然れども其の例として取りたる林業労働者數は帝國森林會の調査せる專業の林業労働者數のみを挙げたり、之れ反對論者が林業労働の實際を知らざる錯誤に基く謬見にして我國森林の過半は農業者に依りて小面積宛分有せられ従つて副業的に經營せらるゝもの多く爲めに其の從業労働者は專業労働者の外、農閑期に於て兼業するもの多數を占む、故に林業の不振が地方農山村の經濟に影響する處頗る廣汎なり、而して外材の輸入數量減少する場合に於ては一部外材の製材技術に通曉せる職工が一時的僅少の不便を感じるに過ぎずして社會問題云々の辭は之を反對論者に返付すべきなり、尙木材業者中永年内地材を取扱ひしも外材に轉じ然も其の襲來の巨多に禍せられ事毎に損失を招來せる爲め安全なる内地材に轉換せんとするも未だ其時機に達せず進退兩難の状態にあるものは尙關稅引上を翹望せる状態にして木材關稅引上に反對せるは主として大規模の外材輸入業者と之れと直接關係を有せる外材を專業とする小數木材商のみなり。

五、又木材關稅引上反對論者は小角材及び板子等の輸入は船腹緩和上止むを得ざるものにして關稅なき大型材のみを輸入せんとするは不經濟にして小型材にのみ關稅を課し輸入を阻止するの要なしと論するも、其の輸入歩合を見るに課稅材たる製材品は全數の三割を有するを見れば必ずしも船腹緩和

上のみ輸入さるゝものにあらざりと思料せらる、乃ち吾人は小型材は勿論大型材にも關稅賦課を主張せんとするものなり。

六、又木材關稅の引上は我國海運政策に反すと論せるも、外材を輸入するは海運業助長の爲めにするものにあらずるは自ら明なり、海運界の世界的大不況に際して我海運業界が優秀の地歩を占むるは其の運轉費低廉なるも其の多くは古船に屬し船價償却安價なるに依りて低率運賃に忍び得るに起因す故に縱令關稅増率に依りて或る程度の輸入數量は減少する事あらむも之が爲めに我海運界に及ぼす影響は單に其の輸入減量の一部に過ぎず、決して致命的打撃を與ふるものと信する能はず、假りに反對論者の如しとせば凡ての輸入物資に關稅を課するは海運政策に反することゝなる、海運業の發展は他に幾多の方策あり、我國の現状より見れば假に海運界に多少の悪影響ありとするも外國輸入品の減少國幣流出の減少を圖るを急務とすべし。

七、之を要するに木材關稅引上反對論者の説は其論據を誤れるか、或は全然無關係の事項に因縁を附したる謬論にあらずんば捏造の架説にして一つも木材關稅引上賦課に反對すべき理由となるべきものなしと云ふも過言にあらず。

思ふに米麥、小麥、玉子、肉類等には關稅を賦課せるに拘らず獨り木材關稅賦課に反對するの理な

し、況んや關稅引上増設上十二分の理由の存せるを以て課稅上何等の不可あるなし、之を諸外國の事例に徴するに日本と同様の國情を有し、相當發達せる林業を經營しつゝ、而も自國產の木材のみにては需要量に達せず其の不足は之を外材の輸入に倚らざる可らざる獨逸、佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利等の諸國の如きも何れも資材製材の別なく總て輸入木材に對しては相當高率の關稅を賦課せる狀況なるを以て本邦の如く林業を保護獎勵すれば結局木材の自給自足を策し得る國に於ては輸入外材に相當の關稅を課し以て巨量の外材輸入を防遏調節し、併せて内地林業を振興するは朝野に於て多年唱導せらるゝ農山村振興の趣旨に合致するものにして此際木材關稅率の引上増設を行ふは刻下の急務にして何等疑の存せざる處なり。

(第一表) バイン、ファー、シダー類輸入表

年次	輸入數量	價額
明治三十五年	二二、九二七	一三四、七九四
明治三十六年	五七、三三一	三一一、九〇二
明治三十七年	四四、六一〇	二一八、〇九四
明治三十八年	八三、二七三	三五八、九二三
明治三十九年	五六、三二〇	三五八、二一七
明治四十年	一五四、九一四	一、一一、九二一
明治四十一年	一二〇、六五八	九九二、一六九

明治四十二年	八一、四二二	四五四、〇三一
明治四十三年	一二八、〇八六	七四九、七四〇
明治四十四年	一六一、七〇八	八一三、七四一
大正元年	一五三、九八六	一、〇二九、五〇五
大正二年	一八六、七七二	一、五一〇、四六〇
大正三年	九二、九一九	六五一、六六四
大正四年	八四、九二六	六〇六、一七三
大正五年	一一五、八一二	一、三七二、四六三
大正六年	二六二、七七五	三、三三六、二五七
大正七年	四四八、八〇三	八、〇五三、七一〇
大正八年	二九三、〇七〇	四、九三八、九一七
大正九年	八七二、七六六	一五、九一一、三〇六
大正十年	三、三五三、四八六	三一、三八二、五四三
大正十一年	八、二七三、一一二	七四、七〇六、九七六
大正十二年	八、二七五、八九六	八三、八二九、〇八五
大正十三年	一一、三三一、六〇八	一一九、七九九、五一四
大正十四年	七、五六四、六二一	六九、九四〇、六八八
大正十五年十月末迄	九、七二九、四〇六	八一、二三五、五七二

(備考) 材積單位は明治四十四年以前は立方呎、又は平方呎に厚さ一時(ポールドフイート)を用ひ、大正元年以降は立方米單位なりしものを何れも石單位に換算せり。

(第一表) 府縣出材總量比較表

大正十年	三八、九一四、四九三	前年に比し増減	(-19%)	十年に比し増減	(-19%)
大正十一年	三一、三九六、七五〇		(+7%)		(-13.8%)
大正十二年	三三、五四七、一三七		(-9.7%)		(-21.2%)
大正十三年	三〇、六九〇、六八一		(-8.7%)		(-23%)
大正十四年	二八、〇四一、八三二				

(第二表) 木材價格調査表

年次	北海道産 ソ松ト下松	青梅 杉小角	紀州遠州 杉小角	秋田 並四分板
大正九年	最高 一二、〇〇〇 最低 七、五〇〇	一六、九三二	二五、三〇〇	〇〇、六七
大正十年	最高 七、五〇〇 最低 六、三五〇	八九、九七八	二七、一四〇	〇〇、四三五
大正十一年	最高 六、三〇〇 最低 五、〇〇〇	八九、七九八	二七、七九四	〇〇、五二〇
大正十二年	最高 五、〇〇〇 最低 四、五〇〇	八九、七九八	二六、〇〇〇	〇〇、五二〇
大正十三年	最高 七、八〇〇 最低 四、五〇〇	八、一七九	一四、〇〇〇	〇〇、三七〇
大正十四年	最高 四、七五〇 最低 四、二〇〇	七、三六四	一四、〇〇〇	〇〇、五八八
大正十五年	最高 五、五〇〇 最低 五、五〇〇	九、七六一	一五、三八〇	〇〇、三〇〇

(第四表) 日本銀行調査物價指數表

年次月次	米	木材	木炭	一般物價平均
大正九年	三七七	三八八	三八四	三四三、一九
大正十年	二六二	三三三	三三二	二六五、〇九
大正十一年	二九七	三〇四	三二五	二五九、〇〇
大正十二年	二七七	三〇〇	三二六	二六三、四八
大正十三年	三二七	二七一	三〇一	二七三、二〇
大正十四年	三五五	二二七	二七二	二六六、八四
大正十五年一月	三二〇	二二六	二七一	二五四、二三
同 二月	三二四	二二九	二二六	二四九、二三
同 三月	三二一	二二四	二六三	二四三、八九
同 四月	三一九	二〇一	二六二	二三八、九一
同 五月	三二〇	一九七	二五三	二三四、五七
同 六月	三三〇	一九一	二四八	二三四、七五
同 七月	三四〇	一八八	二四四	二三六、四六
同 八月	三三三	一八七	二四八	二三四、〇六

(第五表) 東京商業會議所調査物價指數

年次月次	木材板類	一般物價總平均	備考
大正九年	四一八	三六〇	
大正十年	一〇〇	九一、〇	

一、大正九年下半季の平均に比して

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 大正十五年

七 六 五 四 三 二 一 一 一 〇 九 八 七 六 五

八 四 七 八 八 〇 八 三 八 四 八 五 八 四 八 四 八 三 八 〇 八 〇 八 二 八 四 八 八 九 五

七 一 七 一 七 三 七 七 七 八 七 九 七 九 八 〇 七 九 八 〇 七 九 八 〇 八 〇 八 三 八 五 九 一

一 〇 三 三 一 〇 二 五 一 〇 二 〇 一 〇 二 八 一 〇 四 一 一 〇 七 二 一 〇 八 八 一 〇 七 三 一 〇 五 七 一 〇 三 五 一 〇 〇 六 九 八 六 九 九 九 一 〇 一 三

(第六表)

農商務省及商工省調査物價指數

年次	月次	杉角	杉板	一般物價總平均
大正十一年	二月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十一年	三月	七九	九一、二	一〇〇、三
大正十一年	四月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十一年	五月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十一年	六月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十一年	七月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十一年	八月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	一月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	二月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	三月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	四月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	五月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	六月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	七月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十二年	八月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	一月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	二月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	三月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	四月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	五月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	六月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	七月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十三年	八月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	一月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	二月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	三月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	四月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	五月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	六月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	七月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十四年	八月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	一月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	二月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	三月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	四月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	五月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	六月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	七月	七九	九一、〇	一〇〇、三
大正十五年	八月	七九	九一、〇	一〇〇、三

備考
 大正十年乃至大正十二年全三ヶ年平均價格を
 一〇〇とす

二、木材板類の指數は會議所調査の六種中杉檜角材松六分
 板杉四分板の四種を撰びて計算す

帝國森林會編纂

帝國林業綜覽

全一冊

▲四六判草色布洋裝 定價 特製定價金六圓五拾錢 特價金五圓
紙數七百八十九頁 並製定價金四圓五拾錢 特價金參圓 送料金拾八錢▼

▲本書の特徴▼

- ◎旅行者に地圖や旅行案内が必要な様に本書は林學林業に關係ある人士座右必携の寶典たるのみならず林業の大勢を知らむとする一般諸彦の好案内書であります。
- ◎本書は林學林業に關係ある萬般の現況を細大漏らさず網羅してありますから本書を見れば林業界の現況は何んでも分ります。即ち本書は林學上の六ヶ敷い學理を書いた本ではありません。
- ◎本書は各項目毎に其の沿革の概要が記してありますから林業史書の用をもします。
- ◎本書には林業上主要な各種の統計類を載せてありますから林業統計書でもあります。
- ◎本書には全國に於ける林業關係の官公署、會團、組合、農業學校等の名前、所在、組織の内容、林學博士錄、有力なる林業家、材木業者、製材業者、薪炭業者、種苗商、木材加工業者、林業諸機械商、其他林業關係會社、商店等約六千の住所氏名を職業別、府縣別に依つて掲載してありますから林業家名鑑にもなります。
- ◎本書は全部六號活字でピツシリ詰めてありますから頁數に比較して内容の豊富な事は他書の容易に追從し得ない所であります。
- ◎本書の體裁は四六判横組左開きで、綠色總クロース金文字入ですから本棚の裝飾としても立派です。
- ◎要するに我邦林業界の總ての方面に亘る事項を聚蒐載録したものは本書を措いて他に之を索むる事は絶對不可能と信じます。

輸入外材の對する三名著

林學者、林業家、材木業及製材業者諸君は勿論、木材使用者たる一般諸彦必讀の書

農林技師林學士 渡邊 全氏著

外材輸入の情勢と其對策 完

本書は我輸入外材に對する權威たる渡邊林學士の執筆に係り、北米材、西比利材、北滿材、支那材、南洋材等の樹種、産地、材種、材質、強弱、耐朽力、用途、生産狀況、輸送、取引、我邦の輸入情勢、關稅問題等に就て詳説したる本邦唯一の錦著。

東京外材輸入協會主事 奥野 道夫氏著

米材及其取引 完

我輸入外材の大宗たる北米材の材種、材積單位、材積計算法、材積換算法、取引方法、取引用語の解説等、米材取引上實際知らねばならぬ事柄を詳述せる名著。附録として各種規格表、各種單位對照表、爲替相場換算表、各種尺、材積表等を添附せり。

米國林學士 宮下 保雄氏著

北米合衆國の森林及び林業 完

北米合衆國に於ける森林分布の狀態、森林蓄積、木材生産地の變移、生産量、國有林の管理經營、伐木、集材、運材、製材、乾燥、木代及び生産費、木材利用率、木材規格、木材貿易、造林、森林保護、森林火災と其防禦等、彼地林業の概要を知るに便なる書、殊に書中數十箇の寫眞版、凸版を挿入し以て讀者の了解に便せしめたるは錦上更に花を添ふるの感がある。

此三書は各異つた事柄を書いてありますから是非共三冊併せ讀まねばなりません

菊判・總クロース洋裝
金文字入・一三三頁
定價金 貳圓也
送料金 拾錢也

菊判・ゴプリン布洋裝
口輸入・紙數三〇六頁
定價金 參圓五拾錢
送料金 拾八錢(内地)

菊判・ゴプリン布洋裝
口輸入・紙數三二五頁
定價金 參圓也
送料金 拾八錢(内地)

林學博士 藪部一郎氏調査

歐米各國木材需給調査書

▲菊判紙表装・百五十八頁・定價金壹圓五拾錢・送料金六錢▼

最近文化の進歩に伴つて世の中の一事一物總て世界的となりました。木材の如きは殊に其の傾向がありまして近來我國に輸入せられる外國材は年と共に著しい増加を示しまして、我が林業並に木材業界に多大の影響を及ぼして居ります。隨つて今後は林業家や木材業者も常に眼界を廣くして世界の趨勢を遠觀する必要があるとあります。

本書は我林政學の泰斗たる藪部博士の調査に係り世界各國の木材需給關係に就て最新、正確なる世界各國の書籍を彙集滲透して調査編輯されたもので、蓋し邦文に依れる此種刊行物として本邦唯一のものであります。林學、林業材木業に關係ある人士は勿論其他、建築業、土木業等に關係の向にも必讀のものと思ひます。

▲內容項 概▼

(第一) 國別木材の生産量、消費量及び輸出入量(加奈陀、丁抹、獨逸、佛蘭西、英吉利、希臘、伊太利、和蘭、埃太利、諾威、露西亞、ウクライナ、エストニア、ラトヴィア、リヌアニア、波蘭、瑞西、芬蘭、瑞典、チエツコス、ローヴァキア、北米合衆國)。(第二) 木材需給の現在及將來(世界木材需給の現在、世界木材供給の現在、世界木材需給の將來、世界木材供給の將來)。

帝國森林會編纂

本邦代表的優良林業

第壹編 (一) 紀州屋鷲の林業、(二) 富山縣に於ける杉の挿木林業、(三) 山梨縣南河内郡地方に於ける混農林業、(四) 栃木縣那須地方の林業、(五) 山形縣金山地方の林業、(六) 熊本縣小國郷の林業、(七) 熊本縣水俣地方の林業。

第貳編 (一) 大和吉野地方に於ける林業、(二) 鳥取縣八頭郡智頭地方の杉挿木林業、(三) 能登風土郡の檜林業、(四) 岩手縣下に於ける優良林業、(五) 九州飯塚地方の杉挿木林業、(六) 福井縣下に於ける優良林業、(七) 十葉縣山武郡に於ける杉の挿木林業。

第參編 (一) 靜岡縣天龍川沿岸の林業(附) 大井川沿岸の林業、(二) 京都府北桑田郡の林業、(三) 京都市近郊の竹林業、(四) 長野縣下伊那郡の林業、(五) 長野縣下高井郡の林業、(六) 新潟縣東蒲原郡阿賀川沿岸の林業、(七) 新潟縣西蒲原郡彌彦方面の林業、(八) 埼玉縣西川地方の林業。

菊判ゴブリン布特製
紙數二百二十三頁
地圖及寫眞版十三葉
定價金貳圓八拾錢
送料金拾八錢(内地)

菊判ゴブリン布特製
紙數二百六十八頁
地圖及寫眞版廿三葉
定價金參圓
送料金拾八錢(内地)

菊判ゴブリン布特製
紙數
地圖及寫眞版 葉
定價金
送料金拾八錢(内地)

帝國森林會技師 宮田長次郎氏編

第五十議會に於ける森林問題

▲四六判洋装・紙數四七〇頁・定價金貳圓八拾錢▼●特價金壹圓也●

帝國議會の議事は官報號外を以て一般に發表されますが、記事が甚だ錯雜せる爲めに之が翻譯には尠なからざる苦勞を感ずる、のみならず夫等は僅かに本會議に於ける經過の一端を示すに過ぎないので、即ち論議の詳細を知らむとするには勢い各委員會に於ける問答の速記録其他を通覽せなければなりません、併々委員會の速記録は議員政府委員等一部の間に配付されるのみで一般賣品にはなつてゐないのであります。

本書は議會に對する實際問題に携はれる著者が多大の苦心を以て過る第五十議會に於ける森林問題及國立公園問題に關する事項を細大漏らさず蒐聚載録したもので、本會議の演説答辯は勿論、各委員會に於ける問答の總てを夫々項を別ちて編纂したものでありますから一度本書を繙けば夫等の經過の詳細を座ながらにして手に取る様に知ることが出来ます。

- あなた方の俸給、賞與、其他の所得はいくらですか？
- あなた方の山林所得はいくらお有りですか？
- ▲其等の所得に對する税金はいくらですか？
- ▲其税金はどうして算出するか 御承知ですか？

東京市赤坂區溜池町一番地
帝國森林會
東京市外下戸塚五九四
三浦書店
電話東京二〇三〇

山林所得税はごう計算する

菊判・紙表裝
紙數五六頁
定價金參拾五錢
(送料共)

本書は國民として誰でも心得て居なければならぬ所得税法、就中自分の懐勘定に最も影響のある第三種所得税、即ち個人所得税の算出法、殊に法文だけでは分り難い山林所得税の算出法や、其他個人所得に對する色々の特典、例へば控除金の種類、其差引き方などに就て例を示して分り易く、懇切丁寧に解説したもので、山林所有者諸君は勿論、農業、商工業を営む人、又は俸給生活者諸君にも必讀の書であります。

緒論、第一所得税の意義及び種類。第二第三種所得税算出の基礎、第二種同居家族の所得、第四第三種所得税の特典、(イ)所得税を免除される所得、(ロ)所得税の免稅點、(ハ)扶養家族に對する控除、(ニ)生命保険料の控除、(ホ)勤勞所得に對する控除、(ヘ)各種控除金の控除順位。第五所得申告期及び納稅期、第六審査の請求、第七稅率の適用。第八山林所得税の算出法。第

九第三種所得税々率及び稅額表。第十必要經費の控除に就て。第十一竹林、桐林、其他の林産物の所得。第十二第三種所得税課入額及び平均一人當金額。(其一)歳入決定額、其二平均一人當り所得高及び稅額。第十三改正稅法に依る山林所得税の歳入減少額。第十四山林所得税制改正の沿革概要。(附)改正所得稅法(現行、所得稅施行規則、所得稅法施行に關する件)。

●●新●●刊●●

帝國森林會編纂

加除 自在 最新林業法規

袖珍形 布表裝
定價金貳圓五拾錢
送料 金拾八錢

文化の進んだ今日、而も林學林業關係者座右必備の書物である林業法規集の適當なものが公刊されて居ないといふ事は我林業界の一大耻辱でありませう。即ち此種書籍の出現は斯界の多年翹望する所でありました。本書はこの要望に應じて世に生れ出でた譯であります。本書は林政學、森林法律學の泰斗蘭部林學博士の嚴正なる監修の下に本會に於て編纂したもので、我内地、北海道、樺太、朝鮮、臺灣、關東州に於ける林業上主要なる法令は勿論、之に關聯ある法令をも分類採録してありまして林學者、林學生、森林主事受驗者、林業家、林業實務家、木材製材業者各位等何れへも向く様になつて居ります。而も本書は加除自在式でありますから將來、法規、條文の改廢、新法規の發布があつても追録の頁を加除することに依つて自由に増補修訂を爲し得る便宜があります。今後本會は隨時追録を發行致しまして以て此内容の充實と刷新を期する豫定であります。但し追録の賣價は其都度之を定めます。

◇御申込次第詳細なる出版目錄を進呈致します◇

東京市赤坂區溜池町一番地 帝國森林會

電話 青山六三三〇番
振替口座東京六八三三九番

借金上手の日本人

代議士尾崎行雄氏は雑誌「キング」二月號紙上に於て「國家の現状を述べて國民の奮起を促す」と題し、慨世憂國の意見を發表せられたるが、其一節に木材輸入の現状を痛歎せるものあり、乃ち茲に之を摘録すれば次の如し。

(前略)日露戦争後、國費は膨張して、毎年々々多くの借金をしてゐることは、たとへ戦争には勝利を得ても、財政的に不名譽なる城下の盟をなすご何等異なる所はないではないか。

毎年數億圓の輸入超過を如何にして救ふべきか。七千萬の國民中、眞にそれを考へてゐるものが幾人あるか。

我が國は大正九年以來、僅か許かりの間に、既に八億圓からの借金をした。一體この時代は大に列國に貸し出すべき時であつた。

我が國の産業状態さへよければ大いに身上を伸ばすことの出来た時代である。然るに自惚れきつてゐる我國民は我が國特有の産物である米、炭、卵等をさへ供給を外國に仰ぐやうな始末だ。殊に日本の最も誇りとするべき木材が、却つて米國より輸入されて其のお得意先としての第二位(第一位は英國)を占めるに至つては實に心外の極みで、借金するの道理だとなつた。

こんな状態が今後なほ續けば續くほど借金は殖えて、終には二進も三進も出来なくなつて我國は財政的に破綻を來さねばならぬであらう。

日本國民は破産してから悟るか、破産せぬ前に悟るか、今や實に重大なる瀬戸際に立つてゐる。これが本當の鏡にうつた自分の顔だ。これが偽らざる日本帝國の現状であるのだ。

『出来ることなら、破産する前に何とか覺らしたい』之が自分の過去十年に於ける努力であつた。(後略)

308
28

昭和二年一月廿二日印刷
昭和二年一月廿五日發行

(非賣品)

東京市赤坂區溜池町一番地
帝國森林會內

著作兼
發行者 宮田長次郎

東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷者 甲田藤太郎

東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷所 東京印刷株式會社麴町出張所

終

